

○羽村・瑞穂地区第2学校給食センターの管理及び 運営に関する規則

昭和54年4月28日教委規則第2号

最終改正 平成13年4月6日教委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、羽村・瑞穂地区第2学校給食センター（以下「第2学校給食センター」という。）の組織及び事務分掌を明確にし、学校給食の能率的運営を図ることを目的とする。

(課及び係の設置)

第2条 第2学校給食センターに次の課及び係を置く。

給食課

管理給食係

給食業務係

(職制)

第3条 第2学校給食センターに所長、課に課長、係に係長を置く。

2 臨時、特命又は専門的事務を処理するため、必要があると認めたときは、主査を置くことができる。

3 第1項に定めるもののほか、課に課長補佐、係に主任を置くことができる。

(準用規定)

第4条 この規則の実施については、別に定めるもののほか、羽村・瑞穂地区学校給食センターの管理及び運営に関する規則（昭和47年教育委員会規則第5号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

付 則（昭和55年3月7日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年2月1日から適用する。

付 則（昭和63年1月27日教委規則第1号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則（平成3年3月29日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

付 則（平成 7 年 2 月 1 日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 13 年 4 月 6 日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。